

事務・権限概要シート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（2-2）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・特定業種石油等消費統計調査		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 特定業種石油等消費統計調査（法定受託事務）</p> <p>（具体的な内容） 当該統計調査は、我が国の工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的に実施（昭和56年～）しており、統計法上の基幹統計として位置付けられている。特に、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となっている「総合エネルギー統計」に使用される一次統計として重要。局担当分の調査対象数は約760事業所。 当該統計調査業務については、各業種におけるエネルギー利用プロセス等、習得しなければならない専門知識も多い。</p> <p>（移譲に当たっての条件等） ・①永続的かつ経済産業局が管轄している区域と同等の範囲を管轄する広域的实施体制が構築され、②統一的運用に必要な専門性の習得及び法定受託事務として実施することを前提に、全国一律・一斉に移譲を検討することとする。 ・2013年度以降は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）における指摘事項を踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制のあり方を検討することとしている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	74人の内数
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施。 ・調査対象数は、約1,600事業所（うち経済産業局実施分 約760） ・経産局からの調査票配布数：約760／月、 調査票回収・審査数：約730／月、 督促数：約250（延べ数／年）
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な発意を踏まえ、法制面での検討やノウハウ移転の方法、移譲時期等について精査することとする。</p> <p>（体制） 永続的かつ経済産業局が管轄している区域と同等の範囲を管轄する広域的实施体制であって、当該統計調査業務について統一的運用に必要な専門性の習得及び法定受託事務として実施することが可能な体制整備が必要。</p> <p>（仕組み） 統計法施行令（総務省）、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（経済産業省）を改正する。</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：我が国工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：統計法（平成19年5月25日法律第53号）第7条、第9条</p> <p>○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：中小規模の企業を対象とした実査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、苦情対応等）</p>
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>74人の内数</p>
<p>事務量 （アウトプット）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施。 ・調査対象数は、約1,600事業所（うち経済産業局実施分 約760） ・経産局からの調査票配布数：約760／月、 調査票回収・審査数：約730／月、 督促数：約250（延べ数／年）
<p>地方側の意見</p>	<p>廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	
<p>既往の政府方針等</p>	<p>○出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：民間委託の拡大等を進める。</p> <p>○「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）においてエネルギー消費統計調査との関係整理が求められていることを踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制の在り方を検討していく）</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-b②</p> </div>	<p>当該統計調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられている。調査対象が約760であり、仮に都道府県に移譲すると業務量が微少となるため、行政効率の著しい低下などの支障を生じる。加えて、当該統計調査業務については、各業種におけるエネルギー利用プロセス等習得しなければならない専門知識も多いことから、厳しい人員削減が進められ必要な専門的知見が養われない中、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなることも懸念される。</p> <p>また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となっている「総合エネルギー統計」に使用されており、その報告基準年（1990年度）の計算方法については国連の気候変動枠組条約事務局（UNFCCC）に報告している。京都議定書の第一約束期間（2008年度から2012年度）中の排出量計算方法については、基準年と原則同じ方法が求められており、少なくとも2012年実績の報告までは、現行と同様の調査実施体制の継続、あるいは同等の実施能力を有する体制の整備が必要。</p> <p>このため、十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び法定受託事務として実施することを前提として、全国一律・一斉に移譲を検討することとする。</p> <p>なお、2013年度以降は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）における指摘事項を踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制のあり方を検討する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 各経済産業局 整理番号（10-9）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務・物流・流通業務効率化等に関する事務

【移譲の検討対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 物流・流通業務効率化等に関する事務</p> <p>(具体的な内容) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づき策定される、国の基本方針に従い、事業者が作成・申請する「流通業務総合効率化事業についての計画（以下「計画」という。）」に係る下記の事務の実施。 1 計画の認定（計画の変更を含む。）及び特定流通業務施設の所在地を管轄する都道府県知事への意見の徴収 2 認定事業者の事業実施状況の報告徴収 3 認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合の当該認定の取消 4 申請事業者が整備する特定流通業務施設が省令で定める基準に適合しているかの確認 上記の事務のうち、経済産業局において実施しているものは以下のとおり。 ・ 1～3について ①貨物流通事業者又は食品生産業者等以外が実施するもの ②①の例外として、食品生産業者等が実施するものうち物資の流通の効率化を図るための情報処理システム、設備又は一連の措置を導入するもの（農林水産大臣と共管） （※主に小売業者、食料・飲料卸売事業者等を想定） ・ 4について 卸売市場（農林水産大臣）及び倉庫（倉庫業の用に供するものに限る。国土交通大臣。）以外のもの （※主に小売業者、食料・飲料卸売事業者等が自社の所有物を保管するために整備する倉庫を想定） ※ 1～4のうち中小企業共同流通業務総合効率化事業（中小企業者が他の事業者と連携又は共同化により実施するもの）に係るものについては、それぞれ当該特定流通業務施設の所在地を管轄する都道府県知事に移譲。 ※※ 本法が施行された平成17年から経済産業局の認定件数は6件であるが、経済産業省単独の認定はこれまで実績はなく、いずれも国土交通省と共同で認定。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) ・ 十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び共管省庁との制度のあり方について調整がなされること。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>63人の内数</p>
<p>事務量(アウトプット)</p>	<p>直近3年間（平成19～21年度）の認定件数は2件（いずれも関東経産局と運輸局の共同認定） 認定1件あたりの経済産業局の主な事務は以下のとおり。 ○ 申請事業者からのヒアリング（3回程度） ○ 申請書作成にあたっての指導（5回程度）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県及び都道府県警察との調整 ○ 地方整備局、地方運輸局、地方農政局との調整（国交省、農水省の事務権限に係る申請の場合） ○ 認定通知書の作成 ○ 事業報告書の作成指導
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な発意を踏まえ、法制面での検討やノウハウ移転の方法、移譲時期等について精査することとする。</p> <p>（仕組み） 政省令改正 等</p>
備考	<p>本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。</p> <p>今回移譲を検討する事務は経済産業大臣の権限に係るものであり、このうち、中小企業共同流通業務総合効率化事業に関する事務については、すでに特定流通業務施設の所在地を管轄する都道府県に移譲している。</p>

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○目的：物流・流通業務効率化等に関する事務は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化への対応並びに物流分野における環境負荷の低減を目的とする。 ○根拠法令：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：事業者が申請する「総合効率化計画」について国が定める「基本方針」にもとづき認定し、必要に応じて認定事業者の実施状況の報告徴収を行い、認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合には当該認定を取り消す。また、申請事業者が特定流通業務施設を整備する際に、当該施設が省令で定める基準に適合しているかの確認を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	63 人の内数
事務量 （アウトプット）	<p>直近 3 年間（平成 19～21 年度）の認定件数は 2 件（いずれも関東経産局と運輸局の共同認定）</p> <p>認定 1 件あたりの経済産業局の主な事務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請事業者からのヒアリング（3 回程度） ○ 申請書作成にあたっての指導（5 回程度） ○ 運輸局、都道府県、都道府県警察、地方整備局との調整 ○ 認定通知書の作成 ○ 事業報告書の作成指導
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	<p>「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」等を活用し、港湾、高速道路等の交通インフラ周辺に高度のロジスティクス機能を有する物流施設の設置を促進し、既存の交通インフラとの有機的連携を図りながら、効率的で環境負荷の小さい物流システムの構築を目指す必要がある。（中略）これらの施策は、効率的で環境にやさしい物流の実現に役立つだけでなく、前述の国際・国内一体となった物流の実現のためにも重要な施策として、強力に推進する必要がある。（総合物流施策大綱（2009-2013）（2009 年 7 月 14 日閣議決定））</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-b②</p> <p>※十分な体制を整備すること (永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築 (例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲)及び統一的運用に必要な専門性の習得)、及び共管省庁との制度のあり方について調整がなされること等を前提として、個々の地方自治体の発意に応じて選択的移譲を検討。</p>	<p>本法における認定は、申請事業者に応じて経済産業省のみならず国土交通省及び農林水産省においても行われている。これまで、経済産業省の認定件数は年間数件程度(いずれも国土交通省との共同認定)であるため、都道府県単位で実施した場合は当該事務に必要な知見の集積が困難であることが想定される。したがって、十分な体制を整備すること(永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築(例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲)及び統一的運用に必要な専門性の習得)、及び共管省庁との制度のあり方について調整がなされること等を前提として、個々の地方自治体の発意に応じて選択的移譲を検討する。</p>
<p>備考</p>	<p>本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。</p> <p>なお、国土交通省によれば、流通拠点施設は物流を支える基盤的な施設であり、国際競争力強化の観点からも、引き続き、本省と地方局による一元的な指揮命令系統の下、倉庫業、トラック・港湾運送等の他の物流事業と一体的に指導監督を行うことが必要である。</p>

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（26）
--------------	----------

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	適切な計量の実施の確保に関する事務 ・計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等
----------------	---

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>(移譲する事務・権限名) 計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等（法定受託事務）</p> <p>(具体的な内容) 電気の取引のための計量に用いられる電気計器（電気メーター）については、計量法第16条第2項に基づき検定を受けることとなっているが、一定水準の製造・品質管理能力を有する製造事業者（指定製造事業者として経済産業大臣が指定）の製品については検定を免除し、合理化を図っている。 当該事務・権限は、指定製造事業者の品質管理能力の維持を担保するため、定期的な立入検査の実施と、事業者からの各種届出の受理や事業者の事務処理状況の把握。</p> <p>(報告徴収・立入検査を実施する場合) ・品質管理能力が維持されていることを担保するため年1回の定期検査 ・電気計器のユーザー等から苦情が提起された場合 ・工場又は事業の移転や製造工程に大幅な変更があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。</p> <p>(移譲に当たっての条件等) ・電気計器事業者（指定製造事業者）に対応する検査は、見込まれる事業量が多くないため、広域実施体制への事務・権限の移譲に当たっては、行政効率と専門性の低下を招かないよう留意する必要がある、十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域の実施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び法定受託事務として実施することが必要。 ・また、全国に点在する事業者の利便性や事業執行における機動性の確保が必要。</p>			
予算の状況 (単位:百万円)	—			
関係職員数	64人の内数			
事務量（アウトプット）		平成19年度	平成20年度	平成21年度
	指製造事業者の立入検査	12	12	11
	指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	18	26	21
	その他事業者からの届出	9	20	14
	単位：件数			
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な要望を踏まえ、法制上の検討やノウハウ移転の方法、移譲時期等について、精査することとする。</p> <p>・現在、経済産業局において、計量法に基づき指定された指定製造事業者に対して、その品質管理能力を担保するために定期的に立入検査を行い、品質管理関係のマニュアル類、製造・検査設備、製造された電気計器の精度等の検査を実施している。広域実施体制へ事務・権限を円滑に移譲するに当たっては、現在、実施されている業務の行政効率と専門性を保つための、業務実施区域及び人材等の確保が可能か否かの検討を行うことが必要である。</p>			

備考	
----	--

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的：電力料金の誤徴収がないように、電気計（電気メーター）の品質を確保するため、製造・修理業者の届出、立入検査等を規定。</p> <p>○根拠法令：計量法</p> <p>○経済産業局の具体的な作業内容：電気の取引のための計量に用いられる電気計器（電気メーター）については、計量法に基づき検定を受けることとなっているが、この検定に関して、一定水準の製造・品質管理能力を有する製造事業者（指定製造事業者として経済産業大臣が指定）の製品については検定を免除し、合理化を図っている。指定製造事業者はその品質管理能力を維持する必要があるが、経済産業局による定期的な立入検査がこれを担保している。この他、経済産業局は事業者からの各種届出の受理や事業者の事務処理の状況把握を行っている。</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	—			
関係職員数	64 人の内数			
事務量 （アウトプット）		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	指製造事業者の立入検査	12	12	11
	指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	18	26	21
	その他事業者からの届出	9	20	14
	単位：件数			
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22.7.15）			
その他各方面の意見				
既往の政府方針等				
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び法定受託事務とする等を前提として、個々の地方自治体の発意に応じ選択的移譲を検討する。</p>			
備考				

A-b②

事務・権限概要シート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（3-1）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制に係る確認		

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>(移譲を検討する事務・権限名) エンジェル税制に係る確認</p> <p>(具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化に寄与することにより、我が国イノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、創業・アーリーステージの中小・ベンチャー企業の資金調達環境を整備することが重要であることから、資金供給の担い手である個人投資家の増加を図る。 ・根拠法令 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第4項及び第5条第4項 ・業務の具体的な内容 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する「特定新規中小企業者」の要件に該当する者に対し、「確認書（大臣名）」の発行をしている。 経済産業局において確認書の発行するに当たって、下記書類を対象企業より提出を受け、下記の投資を受ける企業の要件、投資を行う個人の要件の確認を行う必要があり、また、当該業務に関する相談業務も実施している。 <p>【企業要件の確認に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認申請書・定款・登記簿事項証明書・貸借対照表・損益計算書 ・事業報告書・確定申告書別表二・株主名簿 ・常時使用する従業員数を証する書面（雇用保険・政府労災保険に関する書類や賃金台帳等）・組織図・事業計画書 など <p>【個人投資家要件の確認に必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式の発行を決議した書面（株主総会の議事録・取締役会の議事録・取締役による決定があったことを証する書面など）・株式申込書 ・払込があったことを証する書面（通帳の写し、払込金額証明書等）など <p>(移譲に当たっての条件等)</p> <p>十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）、関係省庁との制度のあり方についての調整及び税関連解釈等に関して、法を所管している国との連携体制が構築されること。</p> <p>具体的には、エンジェル税制は、その適用案件が大都市部に偏在しており、仮に各都道府県に移譲した場合は、地方の都道府県を中心に見込まれる事務量等が減少となる（平成21年度確認件数0件の都道府県：23、1件の都道府県：8）ため、効率的な運営を行うには、経済産業局と同規模の広域的实施体制が求められる。</p> <p>また、当該業務に当たっては、各種法令（所得税法、法人税法、租税特別措置法、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）や合計150ページを超えるマニュアル類の理解など、高い専門性が求められ、専任の職員や部局の設置が必要とされると共に、審査能力等のノウハウの蓄積のため、永続性のある実施体制が必要である。加えて、国税に関する業務の適切な運営のため、運用・解釈に係る国の包括的な指揮監督権限が留保されるなど、当該広域的体制での確な執行体制が確保されることが必</p>
---------------------------------------	--

	要である。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	131人の内数
事務量(アウトプット)	(エンジェル税制確認書発行件数) 平成19年度:28件 平成20年度:87件 平成21年度:64件
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な発意を踏まえ、法制面での検討やノウハウ移転の方法、移譲時期等について精査を行うこととする。</p> <p>当該業務においては、各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた持続性のある実施体制が必要である。また、運用・解釈に係る国の包括的な指揮監督権限が留保されるなど、的確な執行体制が確保される場合においては、試行期間を経た上で移譲を検討する。</p>
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>○目的： 新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化に寄与することにより、我が国イノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、創業・アーリーステージの中小・ベンチャー企業の資金調達環境を整備することが重要であることから、資金供給の担い手である個人投資家の増加を図る。</p> <p>○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第4項及び第5条第4項</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する「特定新規中小企業者」の要件に該当する者に対し、地方経済産業局・経済産業部長が「確認書(大臣名)」を発行する。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	131人の内数
事務量 (アウトプット)	(エンジェル税制確認書発行件数) 平成19年度:28件 平成20年度:87件 平成21年度:64件
地方側の意見	—
その他各方面の意見	

既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div data-bbox="178 389 347 533" style="border: 3px double black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> B② </div>	<p>十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び税関連解釈等に関して、法を所管している国との連携体制の構築などを前提として、個々の自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について検討する。</p>
備考	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（3-2）

事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・産業クラスターの支援
----------------	--------------------------------

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 産業クラスターの支援</p> <p>（具体的な内容） 企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、県境を越えた産学官のネットワーク形成によるコーディネートを実施。 平成22年度からは、経済産業局が有する産業クラスター的手法を活用し、地域の主導による、地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対し、支援を実施。</p> <p>なお、国際競争力等の観点から、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、地域新成長産業創出促進事業等を活用して国が主導して支援する。</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	—			
関係職員数	373人の内数			
事務量（アウトプット）	【過去の産業クラスター補助金での実績】			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件	
確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	
中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	
企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	未集計	
研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	未集計	
企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	未集計	
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な発意を踏まえ、ノウハウ移転の方法や体制、移譲時期等について精査することとする。</p> <p>産業クラスターは都道府県をまたがる取組であるため、実施するためにはその事業範囲を支援できる広域的な実施体制が必要。国は、その広域的実施体制の整備状況や事業範囲等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。</p> <p>なお、国は、地方で実施することのできない、全国的な視点から地域ブロックを越えた産業クラスター間の連携や我が国の国際競争力強化につながる先導的な取組について地域新成長産業創出促進事業等を活用し引き続き取り組んでいく。</p>			
備考				

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 国際競争力ある成長産業創出、新事業創出に向け、産学官等の様々な主体のネットワークを形成し、多様な資源やポテンシャルを融合・活用しイノベーションを継続的に生み出す仕組みを構築。</p> <p>○根拠法令：—</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や将来を支える成長産業創出等のための地域の成長ビジョンを提示。地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを越え、より強みと強みが結びつく産学官（含自治体）等のコーディネートを実施。 平成22年度からは、経済産業局が有する産業クラスターのノウハウを活用し、地域からの求めに応じ、地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対し、アドバイス等の事務を実施。 特に、地域が県域を越えてクラスターを形成しようとする際には、地域だけでは円滑に産業クラスター形成のための取組が進まないケースも多いことから、経済産業局が関係者間のコーディネート等も実施。</p> <p>なお、国際競争力等の観点から、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、地域新成長産業創出促進事業等を活用して国が主導。</p>																												
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>平成22年度予算額：地域新成長産業創出促進事業 1390百万円の内数</p>																												
<p>関係職員数</p>	<p>373人の内数</p>																												
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>中間確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>企業訪問総数</td> <td>約 4,700 回</td> <td>約 3,800 回</td> <td>未集計</td> </tr> <tr> <td>研究者訪問総数</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 回</td> <td>未集計</td> </tr> <tr> <td>企業間、企業・大学間のマッチング調整件数</td> <td>約 14,300 件</td> <td>約 10,200 件</td> <td>未集計</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件	確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	未集計	研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	未集計	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	未集計
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																										
採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件																										
確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																										
中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																										
企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	未集計																										
研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	未集計																										
企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	未集計																										
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解H22.7.15）</p>																												
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>																												
<p>既往の政府方針等</p>	<p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。 産業クラスターの「自律的發展期」（2011年～2020年）における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】</p>																												

<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>B②</p> </div>	<p>広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。</p> <p>国は、地方で実施することのできない、全国的な視点から地域ブロックを越えた産業クラスター間の連携や我が国の国際競争力強化につながる先導的な取り組みについて地域新成長産業創出促進事業等を活用し引き続き取り組んでいく。</p>
<p>備考</p>	<p>(参考・地域競争力強化事業に対する意見(先導的取組への支援等))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国規模のビジネスマッチングに活用できる事業であり、販路拡大に苦勞する中小企業にとって有効なツールである。(企業) ・中小企業で優れたコンテンツ制作技術・ビジネスプランを有しても、市場に出口を持っていないところが多い。国内外の市場へのゲートウェイとなる本事業は、国策として是非実施すべき。(企業) ・県独自の取組のみでバイオ産業振興を図ることは国際競争力の観点からは効果的ではない。(関東バイオ推進協議会委員)

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（10-6）

事務・権限概要シート（個票）

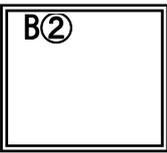
自己仕分けの際の事務・権限名 中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務
・ 中小企業の経営承継の円滑化に関する事務

【移譲対象となる事務・権限】

<p>自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容</p>	<p>(移譲を検討する事務・権限名) 中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律に係る認定等に係る事務</p> <p>(具体的な内容)</p> <p>○目的： 中小企業における経営の承継の円滑化を図り、中小企業の事業活動の継続に資する。</p> <p>○根拠法令： ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「経営承継円滑化法」という。） ・ 経営承継円滑化法施行令 ・ 経営承継円滑化法施行規則</p> <p>○関係する計画・通知等： ・ 租税特別措置法第70条の7、第70条の2、第70条の3、第70条の4 ・ 租税特別措置法施行令第40条の8、第40条の8の2、第40条の8の3 ・ 租税特別措置法施行規則第23条の9、第23条の10、第23条の11、第23条の12 ・ 租税特別措置法法令解釈通達（上記に係るもの） ・ 経営承継円滑化法申請マニュアル</p> <p>○認定等に係る事務の具体的な内容 ・ 下記①～⑤に掲げる各種申請・報告に対して、経営承継円滑化法及び同法施行規則に規定する各種要件に該当するか否か等を審査し、当該要件に該当する場合は認定及び確認を行う。（認定書・確認書の交付） なお、当該要件に該当しない申請に対しては認定等をしない旨の通知を行い、同施行規則に規定する各種取消要件に該当（取消申請・報告含む）し取消した場合はその旨を通知するとともに、相談業務も実施している。</p> <p>①『非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（以下、「事業承継税制」という。）』の適用の前提となる経済産業大臣の認定申請 ②当該認定の前提となる計画的な承継の取組に係る経済産業大臣の確認申請（変更の確認含む） ③当該認定に係る年次報告（※）及び合併報告等の各種報告に係る経済産業大臣の確認申請 ※上記認定企業が年1回、5年間行うもの ④贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替に係る確認）申請 ⑤金融支援（信用保険法の特例及び日本政策金融公庫法の特例等）に係る経済産業大臣の認定申請 等</p> <p>・ 上記に加えて、相続税・贈与税の納税猶予に係る期限の確定に係る事実を知った場合の所轄税務署への通知を行わなければならない。 ・ また、上記認定等の審査等に関する各種相談・問い合わせ対応を行っている。</p> <p>【各種要件を認定等する際の必要書類】 ・ 認定等の申請書・定款の写し・株主名簿の写し・登記事項証明書・戸籍謄本等 ・ 贈与税・相続税の見込額を記載した書類・従業員数証明書（厚生年金保険法等の規定による標準報酬月額通知書） ・ 貸借対照表・損益計算書・株主（社員）資本等変動計算書・個別注記表・事業報告 ・ 附属明細書（勘定科目内訳書を含む）・法人税申告書別表四・その他施行規則第1条第12項及び第13項（資産保有型会社等）の判定にあたり参考となる書類 ・ 上場会社等・大会社・風俗営業会社に該当しない旨の誓約書 など</p>
---------------------------------------	---

	<p>(移譲に当たっての条件)</p> <p>十分な体制整備(永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築(例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲)及び統一的運用に必要な専門性の習得)、関係省庁との制度のあり方についての調整及び税関連解釈等に関して、法を所管している国との連携体制が構築されることが必要。</p> <p>具体的には、事業承継税制等は、その適用案件が大都市部に偏在しており、仮に各都道府県に移譲した場合は、地方の都道府県を中心に見込まれる事務量等が微少となる(平成21年度認定件数1件以下の都道府県:13、5件以下の都道府県:38)ため、効率的な運営を行うには、経済産業局と同規模の広域的实施体制が求められる。</p> <p>また、当該業務に当たっては、(1)各種法令(経営承継円滑化法令、租税特別措置法令、会社法令、民法等)の高度な知見の集積が必要であること、(2)数百ページに及ぶ当該業務に係るマニュアル、租税特別措置法法令解釈通達、コンメンタール等の内容を熟知する必要があること、(3)繁閑に係わらず相続税・贈与税の申告期限までに要件判定する必要があるため審査に迅速性・緊急性が求められること等から、専任の職員や部局の設置が必要とされるとともに、審査能力等のノウハウの蓄積のため、永続性のある実施体制が必要である。</p> <p>加えて、国税等に関する認定業務の適切な運営のため、運用・解釈に係る国の包括的な指揮監督権限が留保されるなど、当該広域的体制で的確な執行体制が確保されることが必要である。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	131人の内数
事務量(アウトプット)	<p>○経営承継円滑化法の認定等の実績(平成21年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制の適用の前提となる認定:183件 ・計画的な承継の取組に係る確認:570件 ・金融支援に係る認定:19件 <p>※経営承継円滑化法は平成20年10月1日施行。</p>
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な発意を踏まえ、法制面での検討やノウハウ移転の方法、移譲時期等について精査することとする。</p> <p>当該認定業務においては、各種法令やマニュアルの理解などの高い専門性が求められ、また、審査能力等のノウハウの蓄積が必要となることから、専任の職員や部局の設置がなされた永続性のある実施体制が必要である。また、運用・解釈に係る国の包括的な指揮監督権限が留保されるなど、的確な執行体制が確保される場合においては、個々の地方自治体の発意を前提に、試行期間を経た上で移譲を検討する。</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的： 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済の活性化を図る。</p> <p>○根拠法令： ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法） ・同法施行令 ・同法施行規則</p> <p>○関係する計画・通知等： ・租税特別措置法第 70 条の 7、第 70 条 7 の 2、第 70 条 7 の 3、第 70 条 7 の 4 ・同法施行令第 40 条の 8、第 40 条の 8 の 2、第 40 条の 8 の 3 ・同法施行規則第 23 条の 9、第 23 条の 10、第 23 条の 11、第 23 条の 12</p> <p>○具体的な経済産業局の事務 ・『非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）』の適用の前提となる経済産業大臣の認定 ・上記認定の前提となる計画的な承継の取組に係る経済産業大臣の確認 ・年次報告※、合併報告等の各種報告に係る確認 ※上記認定企業が年 1 回、5 年間行うもの ・贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替に係る確認） ・金融支援に係る経済産業大臣の認定 等</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>131 人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>○経営承継円滑化法の認定等の実績（平成 21 年度）（※） ・事業承継税制の適用の前提となる認定：182 件 ・計画的な承継の取組に係る確認：570 件 ・金融支援に係る認定：19 件 ※経営承継円滑化法は平成 20 年 10 月 1 日施行。平成 20 年 10 月～平成 21 年 3 月期において、計画的な承継の取組に係る確認は 3 件、金融支援に係る認定は 4 件。（事業承継税制の適用の前提となる認定は、当該認定申請開始が平成 21 年 9 月以降であるため、平成 20 年度は 0 件）</p>
<p>地方側の意見</p>	
<p>その他各方面の意見</p>	
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 </p>	<p>十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及び税関連解釈等に関して、法を所管している国との連携体制の構築などの調整が整うことを前提として、個々の自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について検討する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（43-2）

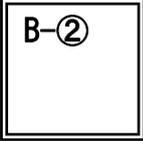
事務・権限概要シート（個票）

自己仕分けの際の事務・権限名 国際ビジネス交流・対日投資に関する事務
・対日投資

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲を検討すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲を検討する事務・権限名） 対日投資に関する事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的：複数の自治体が広域経済圏として、一体的・広域的にアピールを行う必要がある中で、利害が異なる自治体間の連携を促進し、経済産業省の対日投資施策を全国統一的に展開する。 ・業務内容：各広域連携体のサポート、各地方自治体の企業誘致担当者への対日投資施策の紹介、委託事業の民間団体等と自治体との連携補助、各地方自治体の企業誘致担当者に対するセミナー・勉強会の開催。 <p>（移譲に当たっての条件等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体間の連携サポートを行うものであるため、ブロック単位での支援の基盤となる広域実施体制の構築が必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	57人の内数
事務量（アウトプット）	<p>19年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 6回、企業ヒアリング 16回 自治体等主催セミナー参加（施策紹介） 4回</p> <p>20年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 8回、企業ヒアリング 44回 自治体等主催セミナー参加（施策紹介） 5回</p> <p>21年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 10回、企業ヒアリング 20回 自治体等主催セミナー参加（施策紹介） 2回</p> <p>※その他、地方対日投資会議等（内閣府他主催）3回、外資系企業調査分析 3回、HP等対日投資促進広報、個別自治体等訪問施策紹介を実施。</p>
今後の進め方等	<p>地方自治体からの具体的な発意を踏まえ、ノウハウ移転の方法や移譲時期等について精査することとする。</p> <p>（体制） 試行的に実施する自治体において上記業務内容に適した人員配置が必要。</p>
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>○目的：複数の自治体が広域経済圏として、一体的・広域的にアピールを行う必要がある中で、利害が異なる自治体間の連携を促進し、経済産業省の対日投資施策を全国統一的に展開する。 ○根拠法：なし ○経済産業局の具体的な業務内容：各広域連携体のサポート、各地方自治体の企業誘致担当者への対日投資施策の紹介、委託事業の民間団体等と自治体との連携補助、各地方自治体の企業誘致担当者に対するセミナー・勉強会の開催。</p>
<p>予算の状況 (単位:百万円)</p>	<p>—</p>
<p>関係職員数</p>	<p>57 人の内数</p>
<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p>19年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 6回、企業ヒアリング 16回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 4回 20年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 8回、企業ヒアリング 44回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 5回 21年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 10回、企業ヒアリング 20回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 2回 ※その他、地方対日投資会議等(内閣府他主催)3回、外資系企業調査分析 3回、HP等対日投資促進広報、個別自治体等訪問施策紹介を実施。</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管(全国知事会見解H22.7.15)</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>特になし</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>特になし</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】 </p>	<p>広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。 国は、引き続き全国的な視点から地域を越えた自治体間の連携等に取り組み、対日投資の振興を図る。</p>
<p>備考</p>	<p></p>

事務・権限概要シート

出先機関名：地方整備局	整理番号（22-2）
-------------	------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	国営公園の整備及び管理に関する事務（地方移譲に係るもの）

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 一の都道府県で完結する公園（口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理（具体的な内容） 安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務の実施。
予算の状況（単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
今後の進め方等	都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として設置する口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、地方自治体からの移譲の発意及びその具体的な内容を踏まえて、これに対応するための体制、仕組み等について、地方自治体と協議し、検討していく。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	広域的な見地から都市公園の管理を行う。 【根拠法令】都市公園法 【関係する計画】社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）＜都市公園事業＞ 【具体的な業務内容】 ・安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務の実施。
予算の状況（単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）

	<p>地方整備局については、(中略) 国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。</p> <p>※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。</p> <p>公園：国家的記念事業等として整備された公園等</p> <p>○平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。</p>
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	<p>○「第 2 次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」(平成 20 年 12 月 8 日 地方分権改革推進委員会) 別紙 2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」</p> <p>○「出先機関改革に係る工程表」(平成 21 年 3 月 24 日 地方分権改革推進本部決定) 都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 A-b①	<p>都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園(国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く)で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。</p>
備考	

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方整備局	整理番号（23-2）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）：地方移譲に係るもの		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県で完結する公園（口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理（具体的な内容）</p> <p>公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
今後の進め方等	都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として設置する口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、地方自治体からの移譲の発意及びその具体的な内容を踏まえて、これに対応するための体制、仕組み等について、地方自治体と協議し、検討していく。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>広域的な見地から都市公園の管理を行う。</p> <p>【根拠法令】都市公園法</p> <p>【関係する計画】社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）＜都市公園事業＞</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務を実施。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—

事務量（アウト プット）	—
地方側の意見	<p>○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成 20 年 2 月 8 日）</p> <p>地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。</p> <p>※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。</p> <p>公園：国家的記念事業等として整備された公園等</p> <p>○平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。</p>
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	<p>○「第 2 次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成 20 年 12 月 8 日 地方分権改革推進委員会）別紙 2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」</p> <p>○「出先機関改革に係る工程表」（平成 21 年 3 月 24 日 地方分権改革推進本部決定）都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 A-b①	<p>都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行う口号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。</p>
備考	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（14-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	国営公園の整備及び管理に関する事務（地方移譲に係るもの）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 一の都道府県で完結する公園（口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理（具体的な内容） 安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務の実施。
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
今後の進め方等	都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として設置する口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、地方自治体からの移譲の発意及びその具体的な内容を踏まえて、これに対応するための体制、仕組み等について、地方自治体と協議し、検討していく。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	広域的な見地から都市公園の管理を行う。 【根拠法令】都市公園法 【関係する計画】社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）＜都市公園事業＞ 【具体的な業務内容】 ・安全・快適な公園利用を確保し、適切な利用サービスを提供するための植物管理、建物・工作物管理、巡視・警備、清掃、入園料徴収等、多岐に渡る維持管理業務の実施。
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	－
事務量（アウトプット）	－
地方側の意見	○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日） 地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位

	<p>機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。</p> <p>※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。</p> <p>公園：国家的記念事業等として整備された公園等</p> <p>○平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>○「第 2 次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」(平成 20 年 12 月 8 日 地方分権改革推進委員会)別紙 2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」</p> <p>○「出先機関改革に係る工程表」(平成 21 年 3 月 24 日 地方分権改革推進本部決定)都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。</p>
<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>A-b①</p> </div>	<p>都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園(国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行う口号公園を除く)で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名：北海道開発局	整理番号（15-2）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等）：地方移譲に係るもの	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>一の都道府県で完結する公園（口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理（具体的な内容）</p> <p>公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務を実施。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
関係職員数	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
事務量（アウトプット）	地方自治体に移管される直轄事業の内容、事務量による。
今後の進め方等	都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として設置する口号公園を除く。）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、地方自治体からの移譲の発意及びその具体的な内容を踏まえて、これに対応するための体制、仕組み等について、地方自治体と協議し、検討していく。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>広域的な見地から都市公園の管理を行う。</p> <p>【根拠法令】都市公園法</p> <p>【関係する計画】社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）〈都市公園事業〉</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園管理者以外の者による公園施設の設置許可、工作物の設置等に係る占用許可、竹林伐採等の禁止、物品販売・競技会開催等の許可等、都市公園法に基づく公権力の行使に係る許認可事務を実施。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	—
事務量（アウトプット）	—
地方側の意見	<p>○全国知事会提言「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）</p> <p>地方整備局については、（中略）国道事務所、河川事務所など、都道府県単位</p>

	<p>機関については、真に国が責任をもつべきもの等を除き地方に移譲し縮小・廃止することができる。</p> <p>※都道府県単位機関について、道路事業等を見直しても、なお国に残る事業の事例 次の事例に対して真に国が責任を持つべき観点から意見があり、今後さらに検討が必要である。</p> <p>公園：国家的記念事業等として整備された公園等</p> <p>○平成 22 年 7 月 15 日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p>—</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>○「第 2 次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」(平成 20 年 12 月 8 日 地方分権改革推進委員会)別紙 2 個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表「見直しの内容」「都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県と調整の上で移管する。」</p> <p>○「出先機関改革に係る工程表」(平成 21 年 3 月 24 日 地方分権改革推進本部決定)都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>A-b①</p> </div>	<p>都市公園法第 2 条第 1 項第 2 号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園(国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行う口号公園を除く)で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

出先機関名：北海道開発局	整理番号 (49, 50, 53)
--------------	----------------------

事務・権限概要シート（個票）	
自己仕分けの際の事務・権限名	49 土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等） 50 土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） 53 直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>国営土地改良施設のうち、基幹的役割の比較的小さい「農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設」に係る財産権、水利権等を含む施設の維持・管理・更新に係る事務</p> <p>（具体的な内容）</p> <p>上記の施設に関する</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設管理者との管理受委託など、財産管理に関する事務 ② 施設機能の把握と保全又は更新事業の実施に必要な調整 ③ 事業計画（営農計画、水利計画、施設計画等）案の作成 ④ 土地改良法に基づく手続き ⑤ 事業計画に基づく事業の実施 ⑥ 農業水利権の更新に係る協議調整 ⑦ 事業評価の実施
予算の状況 （単位：百万円）	施設の更新事業等を実施する時点で、必要な予算額を計上するため、現時点では、国において予算は計上されていない。
関係職員数	施設の更新事業等を実施する時点で、必要な職員を配置するため、現時点では、国において職員は配置されていない（なお、更新事業までの間、国は水利権更新及び突発事故の対応等を必要に応じて実施）。
事務量（アウトプット）	<p>移譲対象となる施設については、現在、土地改良区等が管理を行っているが、更新事業等を実施する際には以下の事務が発生し、国がこれまで対応してきている。</p> <p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等 ・ 地質・地下水に関する現地指導 ・ 新規地区に関する営農計画、水利計画、施設計画等の作成 <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法に基づく開始手続き（受益農家の同意徴収含む） ・ 整備事業の実施（設計、積算、契約、施工管理等） ・ 道路協議、河川協議（施設の占用等） <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新に係る協議調整 ・ 水利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務 <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価の実施 <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結 ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認 ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認

今後の進め方等	<p>(今後の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国営土地改良施設は、造成後、地域の状況に即して、市町村や土地改良区等が主体的に管理していることから、北海道が移管を発意した場合においても、国と北海道との二者協議ではなく、施設管理者を含めた三者協議により、移譲の可否を判断する必要がある。このため、協議の開始に当たっては、施設管理者から三者協議の実施についての合意を得る必要がある。 ・ 施設毎の移管の可否について、施設管理者の判断を求める必要があるため、「三者協議」は旧国営事業地区単位で行う。 ・ 現在、国有財産となっている国営土地改良施設については、財産の帰属先を「三者協議」を経て確定する。ただし、現行では北海道に土地改良財産を譲与する規定がないため、北海道に財産を譲与する場合、関係法令の改正を行うことを農水省にて検討するため、その結果を踏まえて対応する。また、現行ではダム等の基幹的土地改良施設は譲与出来ないこととなっているため、基幹的土地改良施設を譲与する場合、関係法令の改正を行うことを農水省にて検討するため、その結果を踏まえて対応する。 ・ 移譲する施設に農林水産大臣が所有する水利権が付帯している場合、移譲後の水利権の帰属先について、「三者協議」を経て確定した上で、許可権者の承認を得る。 <p>(移管にかかる三者協議を行う際の確認事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の移管後の新たな財産権者は、破損事故等の非常時の対応など所有者責任を負うこと。 ・ 移管後の新たな水利権者は、水利権の更新協議や当該水利権に関わる他の利水者等との利害調整を責任を持って行うこと。 ・ 施設の長寿命化対策や更新対策について、施設の移管後は国営事業の対象とならないこと。
備考	

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>我が国の優良農業地域を支える農地・農業用水は、ダムや頭首工等の水源施設から用水路、ほ場、排水施設に至るまでの一連の水利システムを形成。</p> <p>国は、地区全体の用排水計画の作成、営農・施設計画を含めたマスタープランを作成した上で、農業水利権の調整を行うとともに、大規模で高度な技術性を有する基幹的施設は国が、それ以下の末端施設は道営事業等により地方が役割分担して整備。</p> <p>国営事業については、農林水産大臣が我が国の食料供給力の確保を図るため、国内食料生産の中核を担う広域の優良農業地域を対象とした国営土地改良事業計画を決定し、採択した事業地区に予算を割当。</p> <p>北海道開発局（農業水産部、事業所等）は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①管内の土地・水資源及び国営造成施設の状況把握と事業実施に必要な基礎的調査の実施 ②国営土地改良事業計画案（営農計画、水利計画、施設計画等）の作成 ③土地改良法に基づく開始手続き ④事業計画に基づく事業の実施 ⑤農業水利権の取得及び更新に係る協議調整 ⑥期中評価や事後評価等の実施 ⑦国営土地改良財産の管理等の事務を執行。
予算の状況 (単位:百万円)	40,705 百万円の内数 (H22 予算額)
関係職員数	725 人の内数

<p>事務量（アウトプット）</p>	<p>（調査及び計画に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎調査、国土・環境保全調査等：13 地区 (H21) ・ 地質・地下水に関する現地指導 13 件 (H21) ・ 新規地区に関する調査地区数 34 地区 (H21) <p>（整備の実施に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施地区数：66 地区 (H21) ・ 総受益面積：27.6 万 ha (H21) ・ 受益者数：2.4 万人 (H21) ・ 法手続地区数：6 地区（新規着工：6、計画変更：0）(H21) （平均法手続期間：概ね 10 カ月） ・ 契約工事件数：241 件（うち共同工事件数：7 件）(H21) ・ 設計業務等件数：577 件 (H21) <p>（農業水利権の調整に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直轄事業の水利権取得・更新(大臣水利権 86 件、総取水量 約 41 億 m3)に係る協議調整に関する事務：32 件 (H21) ・ 水利利用の確保等に係る他省庁から農水大臣への協議に関する事務：4 件 (H21) <p>（事業評価に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中再評価・事後評価地区数：17 地区 (H20) <p>（財産管理に関する事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理委託協定の締結：44 施設 (H20) ・ 土地改良財産の他目的使用等の承認件数：127 件 (H20) ・ 土地改良財産の改築・追加工事の承認件数：33 件 (H20)
<p>地方側の意見</p>	<p>【全国知事会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方移管する事務（H22.7.15 国の出先機関の原則廃止に向けて） ・ 食料安定供給は国・地方を通じた重要な事務。国は全国的な制度設計や研究開発に基づく技術指針の策定を担い、地方自治体は必要な財源と人員の移譲を受けた上で、大規模で高度な技術性を有する基幹的水利施設の整備更新を担うことにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水の確保と有効利用は可能であり、当該事務は地方に移譲すべき。なお、広域的かつ大規模で真に国が責任を負うべきものについては、国の業務として引き続き実施すべきと言う意見があり、今後さらに検討が必要（H20.10） <p>【北海道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業は、農業生産力を支える重要な役割を担っており、本道の食料供給力の確保・向上を図るためには、農地や農業水利施設の持つ機能を十分に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設、草地基盤等の整備を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であることから、必要な予算枠の確保を図ること。（H22.5 及び H22.7 の提案活動） <p>【全国市長会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること（H22.6 決議提言事項・全国市長会議決定） <p>【全国町村会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業の大幅な削減は、食料自給率の向上に不可欠な農業インフラの新規整備だけでなく、既存施設の保守・改修をも後退させるなど、現場が大きく混乱しているので、食料自給率 50%を達成するために必要な予算を確保し、同事業を充実・強化すること（H22.7 平成 23 年度政府予算編成及び施策に関する意見・重点事項）
<p>その他各方面の意見</p>	<p>○施設を管理している土地改良区等からは、国による保全管理、更新について恒常的な要請がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人の食の安全・安心の確保のためには、国内生産の増大と食料自給率の向上が不可欠であり、そのことは国の重要な責務であることから、基幹的な農業水利施設の整備保全については、今後とも国が責任を持って対応すること。（H22.7 国営中央地区土地改良事業期成会員である由仁土地改良区理事長、恵庭土地改良区理事長、ながめま土地改良区理事長、南幌町長ほか） ・ 「水の確保」、「農地の整備」、「人の育成」、「技術の伝承」で「食」を守ることは国策として推進を（H22.4 及び 7 北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会員である真狩村長、中富良野町長、士別市長、鹿追町長、長沼町長ほか） <p>○「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」（平成 21 年 4 月 22 日民主党次の内閣了承）において、国・基礎的自治体・広域自治体の役割のうち国の役割として「危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障」とある。</p>

<p>既往の政府方針等</p>	<p>【食料・農業・農村基本計画】（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）</p> <p>○優良農地の確保と有効利用を実現し得る政策の確立</p> <p>また、食料を安定して生産するためには、農地の量的な確保と併せて、農地や農業用水等の整備・保全管理をより効果的・効率的に行うことが欠かせない。このため、地域のニーズに応じて、農地の排水対策、水利施設の補修や更新など、必要な農業生産基盤の整備等を今後とも推進することとする。</p> <p>○国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保全管理</p> <p>基幹的水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであるが、国や地方公共団体、管理者の財政のひっ迫等により、これらの機能の将来にわたる安定的な発揮に不安が生じている。このため、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進する。</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>B-①、②</p>	<p>国営土地改良事業について、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を移譲するための個別協議を開始。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議論。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限概要シート

	出先機関名： 地方運輸局	整理番号（ 2 ）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名）</p> <p>地域公共交通の活性化のための指導、助言等の関与</p> <p>（具体的な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項に基づき、市町村に対し必要な助言を行ってきたところ、求められた場合を除き助言は行わないこととする
予算の状況 （単位：百万円）	-
関係職員数	地方運輸局職員の内数
事務量（アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通総合連携計画の件数 400件（平成23年1月末現在） ・ 地域公共交通総合連携計画に係る助言の内数
今後の進め方等	市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わないこととする。
備考	

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【根拠法令】</p> <p>地方運輸局組織規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>なし</p> <p>【具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画観光部の所掌事務に関する総合調整に関すること ・ 地方運輸局の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること ・ 地方運輸局の所掌事務に係る交通機関の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること ・ 地方運輸局の所掌事務に係る国土総合開発及び一定の地域の開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること ・ 地方運輸局の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務で他の所掌に属しないもの並びに当該政策を実施するために必要な地方運輸局の所掌事務の総括に関すること ・ 地方運輸局の所掌に係る地域の振興に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関すること
----------	---

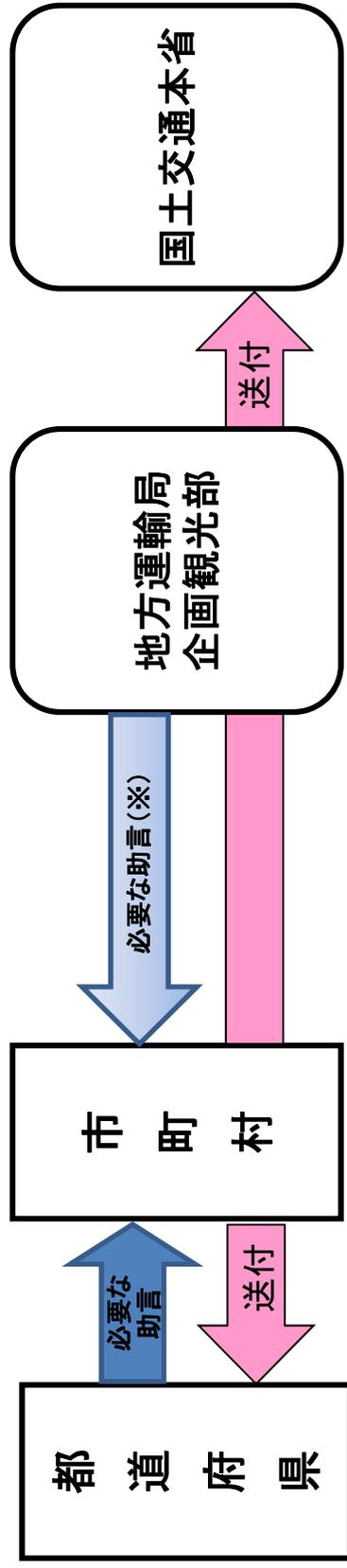
	<ul style="list-style-type: none"> 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること
予算の状況 (単位:百万円)	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金 3,965百万円 地域公共交通維持・活性化推進調査費 18百万円
関係職員数	55名
事務量 (アウト プット)	<ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通活性化・再生総合事業 認定件数 352件 (平成20年度～22年度平均) (平成22年6月3日現在) セミナー・研修実施件数 42箇所 (平成19年度～21年度平均)
地方側の意見	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	
既往の政府方針 等	事業仕分けにおいては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「各自治体の判断に任せる（長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき）」、公共交通活性化総合プログラムについては、「廃止」ととりまとめられ、さらに、行政事業レビュー（公開プロセス）においては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「一旦廃止 ただし、政策目的はご理解頂いたので、政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し」ととりまとめられたところ。
自己仕分け 【仕分け結果】	交通基本法（次期通常国会提出予定）を実現していくためには、公共交通が事業者の自主的な経営努力だけでは維持が困難となっている現状を踏まえ、公共交通分野の事業構造を変革するとともに、国民の移動手段が確保される社会の実現に向け、地域の公共交通に関する取組みへの支援を充実していく必要がある。 このため、「地域公共交通活性化・再生総合事業」も含め、地域公共交通に係る国の様々な支援策を抜本的に見直し、新たに「地域公共交通確保維持改善事業（仮称）」を創設することにより、地域の多様な関係者による議論を踏まえた取組みを一括して支援する仕組みを構築し、地域の使い勝手を向上させることとしている。 また、市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わないこととする。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>A-b-① (市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わない。)</p> <p>C-c</p> </div>
備考	

地域公共交通総合連携計画策定における助言について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第8項

主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

地域公共交通総合連携計画の流れ



(※) 国が行う必要な助言とは取組事例集等の情報提供等をさす。

事務・権限概要シート

	出先機関名：地方運輸局	整理番号（3-1）
事務・権限概要シート（個票）		
自己仕分けの際の事務・権限名	観光振興等（「民間に関する助成、地域に対するコンサルティング等」「3-2 国際観光振興」「3-3 観光関係国庫補助事業に関する事務」を含む。）	

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	<p>（移譲する事務・権限名） 専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組み、観光圏整備実施計画の認定権限</p> <p>（具体的な内容） 専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取り組みについては、基本的に地方に任せることとし、地方運輸局は、当該取り組みであって一の都道府県の地域に係るものについては、地域の求めがなければ行わないこととし、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条第3項に基づく観光圏整備実施計画に係る国土交通大臣の認定業務のうち、同計画が一の都道府県内の地域に限られる場合については、都道府県知事に移譲することとする。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	・ 地方運輸局職員の内数
事務量（アウトプット）	・ 観光地振興に関する事務（観光圏整備事業等） 36件の内数
今後の進め方等	・ 観光圏整備実施計画に係る国土交通大臣の認定業務の権限の移譲について、一括法等による対応が必要。
備考	—

【参考：平成22年に行った自己仕分けの結果】

事務・権限の概要	<p>【目的】 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【根拠法令】 ・ 地方運輸局組織規則 ・ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 ・ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律</p> <p>【関係する計画・通知等】 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）（抄） 第十一条 観光立国推進基本計画以外の国の計画は、観光立国の実現に関しては、観光立国推進基本計画を基本とするものとする。 （以下略）</p> <p>観光立国推進基本計画（平成19年6月閣議決定）（抄） 第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な</p>
----------	--

	<p>事項</p> <p>4. 地域単位の計画の策定 観光立国の実現のためには、我が国国内のそれぞれの地域において、多様な関係者が議論を積み重ね、総合的かつ計画的な取組を進めていくことが重要である。このため、この基本計画を踏まえ、各地域においても観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画を策定することが望まれる。この地域単位の計画については、関係する国の地方支部部局は積極的に支援・協力をを行うものとする。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。 ・旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。 ・通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。 ・ホテル及び旅館の登録に関すること。
予算の状況 (単位:百万円)	25.6 (百万円)
関係職員数	85人
事務量 (アウト プット)	<p>国際観光振興に関する事務 (ビジット・ジャパン地方連携事業等) 274件</p> <p>観光地振興に関する事務 (観光圏整備事業等) 36件</p> <p>観光資源の発掘・活用に関する事務 (人材育成等) 65件</p> <p>旅行業及び国際登録ホテルに関する事務 108件</p> <p>観光に係る広報・情報提供事業に関する事務 201件</p>
地方側の意見	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。
その他各方面の 意見	—
既往の政府方針 等	—
自己仕分け	<p>○ 人口減少の進行、急速な少子高齢化、大規模な長期債務といった3つの不安要因を抱える我が国において、観光立国の推進は、地域活性化、雇用創出の起爆剤となるものであり、政府の新成長戦略の大きな柱と位置付けられているものである。</p> <p>○ 観光立国の推進は国、地方、民間全てが取り組むべき課題であり、それぞれの強みを連携させ取り組んでいくことが必要であるところ、以下の理由から、国際観光、先端的・モデル的な取組については、引き続き国が地方や民間とパートナーとして密接に連携しつつ牽引していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者の増大に当たっては、海外動向を的確に把握した上での国家的プロモーション戦略の構築及びその推進に際しての外国政府、他府省、地方自治体、民間企業等との調整等が必要である。 ・急速な少子高齢化が進む我が国において、観光を切り口として地域経済の活性化を図ることが求められている今日、これまで必ずしも十分とは言い難かった広域観光の推進や、観光人材の育成、文化、医療、スポーツなど他分野との連携等先端的・モデル的の事業により国が地域や民間を支援することで、我が国全体の観光の底上げをすることが求められている。 <p>○ 加えて、国の取組を効率的かつ効果的に遂行していくためには、地方運輸局が、観光庁の施策の地域における実践機関として、以下のような役割を果たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者の増大に当たっては、観光庁とともに海外動向を的確に把握し、観光魅力の海外への発信等についてノウハウを有する地方運輸局が、国家的な戦略の下に、地方公共団体や民間企業と連携しつつ、効率的かつ効果的に情報を発信する。 ・地域に近く、地域の実情・ニーズをよく把握している地方運輸局が、国の機関、地方公共団体、交通・旅行・宿泊などの民間企業間の調整・連携を主体的に行いつつ、全国の情報の収集・提供や先導的、モデル的な取組を行う。
<p>【仕分け結果】</p> <p>A-b-① (専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わないこととし、一の都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。)</p> <p>C-c</p>	

	<p>・各地域での取組み・課題を本庁へフィードバックし、国全体の観光政策の企画・立案に活かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これら国の業務の各地域での実践について、全て本庁で行うよりも、より地域に近い運輸局で行った方が、各地域の多岐に亘る関係者調整もやり易く、また、地域の声をより多く吸い上げ本省での政策の企画立案に反映させることができ、国全体としての観光政策の遂行上有効と考えられる。 ○ なお、現在においても、運輸局では必要最低限の人員・予算で業務を遂行し、その内容も国の視点から必要最低限なものに絞っているところであるが、業務遂行に当たっては、国際観光や全国的視点に立った先端的・モデル的事業に特化させることとする。 ○ したがって、専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みについては、基本的に地域に任せることとし、運輸局は、当該取組みであって一の都道府県内の地域に係るものについては、地域の求めがなければ行わないこととする。 <p>【自己仕分けの再検討結果】 一の都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。</p>
備考	

地方運輸局における観光振興等の事務・権限について

1. 現行の事務・権限

現行【地方運輸局における観光振興等の事務について】

- 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
- 旅行業、旅行者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。
- ホテル及び旅館の登録に関すること。

2. 今後の事務・権限

地方自治体へ移譲するもの

【個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するものであり、現行の行政区域を前提とするもの】

- 専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わないこととし、一の都道府県内の観光圏整備実施計画の認定権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。

国に残すもの

【引き続き出先機関の事務・権限とするもの】

- 観光立国の推進は国、地方、民間全てが取り組むべき課題であり、それぞれの強みを連携させ取り組んでいくことが必要であるところ、国際観光、全国的視点に立った先端的・モデル的な取組については、観光庁とともに海外動向や地域の実情・ニーズを的確に把握している地方運輸局が、国家的な戦略の下に、地方や民間とパートナーとして密接に連携しつつ牽引していく必要がある。

事務・権限概要シート

		出先機関名：地方運輸局	整理番号（ 10 ）
事務・権限概要シート（個票）			
自己仕分けの際の事務・権限名	旅客自動車運送事業の許認可等		

【移譲対象となる事務・権限】

自己仕分けで移譲すると整理した事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 自家用有償旅客運送に係る登録業務、一の都道府県内の自動車道事業の権限 （具体的な内容） 【自家用有償旅客運送に係る登録業務】 ・登録申請の受理（市町村が運送者となる場合を除く。） （運転者、運行管理体制、保険加入状況その他の輸送の安全に関する事項の確認） ・更新登録等 【一の都道府県内の自動車道事業の権限】 ・自動車道事業の免許 ・工事施行の認可 ・工事の完成検査 ・使用料金の認可 ・供用約款の認可 ・事業改善命令 ・事業の休廃止の許可 等		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	輸送部門366人の内数		
事務量（アウト プット）	事業種別		平均業務量
	自家用有償旅客運送（平成18年度～平成20年度平均）	登録件数	1,419
	自動車道事業（平成17年度～平成21年度平均）	事務処理件数	67
今後の進め方 等	— （事務・権限の移譲に係る一括法等による対応が必要）		
備考			

【参考：平成 22 年に行った自己仕分けの結果】

<p>事務・権限の概要</p>	<p>【目的】 旅客自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、輸送の安全を確保し、道路運送事業の健全な発達を図る。</p> <p>【根拠法令】 ・地方運輸局組織規則 ・道路運送法 等</p> <p>【関係する計画・通知等】 ・市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について ・過疎地有償運送の登録に関する処理方針について ・福祉有償運送の登録に関する処理方針について ・一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針 ・一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針 ・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請に対する処理方針 等</p> <p>【具体的な業務内容】 ・道路運送車両による旅客の運送及び旅客自動車運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 ・自家用自動車の使用に関すること</p>																																													
<p>予算の状況 （単位：百万円）</p>	<p>-</p>																																													
<p>関係職員数</p>	<p>輸送部門 366 人の内数</p>																																													
<p>事務量（アウト プット）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1048 1023 1104">事業種別</th> <th data-bbox="1031 1048 1209 1104"></th> <th data-bbox="1217 1048 1406 1104">平均業務量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1115 1023 1171">自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1115 1209 1171">登録件数</td> <td data-bbox="1217 1115 1406 1171">1,419</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1182 1023 1238">一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1182 1209 1238">許認可件数</td> <td data-bbox="1217 1182 1406 1238">3,521</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1249 1023 1305">一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1249 1209 1305">許認可件数</td> <td data-bbox="1217 1249 1406 1305">2,111</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1317 1023 1373">一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1317 1209 1373">許認可件数</td> <td data-bbox="1217 1317 1406 1373">29,166</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1384 1023 1440">自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1384 1209 1440">事務処理件数</td> <td data-bbox="1217 1384 1406 1440">67</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1451 1023 1507">公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1451 1209 1507">協議件数</td> <td data-bbox="1217 1451 1406 1507">1,245</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1518 1023 1574">公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1518 1209 1574">受理件数</td> <td data-bbox="1217 1518 1406 1574">15,110</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1585 1023 1641">公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1585 1209 1641">受理件数</td> <td data-bbox="1217 1585 1406 1641">647</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1653 1023 1709">約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1653 1209 1709">受理件数</td> <td data-bbox="1217 1653 1406 1709">1.6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1720 1023 1776">公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1720 1209 1776">要請件数</td> <td data-bbox="1217 1720 1406 1776">1.4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1787 1023 1843">公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1787 1209 1843">受理件数</td> <td data-bbox="1217 1787 1406 1843">50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1854 1023 1910">自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1854 1209 1910">検査件数</td> <td data-bbox="1217 1854 1406 1910">454</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1921 1023 1977">自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1921 1209 1977">処分件数</td> <td data-bbox="1217 1921 1406 1977">117</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1989 1023 2022">指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）</td> <td data-bbox="1031 1989 1209 2022">通知件数</td> <td data-bbox="1217 1989 1406 2022">117</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別		平均業務量	自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）	登録件数	1,419	一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	3,521	一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	2,111	一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	29,166	自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	事務処理件数	67	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	協議件数	1,245	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	15,110	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	647	約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	1.6	公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	要請件数	1.4	公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	50	自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	検査件数	454	自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	処分件数	117	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	通知件数	117
事業種別		平均業務量																																												
自家用有償旅客運送（平成 18 年度～平成 20 年度平均）	登録件数	1,419																																												
一般乗合自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	3,521																																												
一般貸切自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	2,111																																												
一般乗用自動車運送事業（平成 16 年度～平成 20 年度平均）	許認可件数	29,166																																												
自動車道事業（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	事務処理件数	67																																												
公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	協議件数	1,245																																												
公安委員会からの変更届出に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	15,110																																												
公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	647																																												
約款届出の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	1.6																																												
公安委員会への営業停止命令の要請（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	要請件数	1.4																																												
公安委員会が行った指示に関する通知の受理（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	受理件数	50																																												
自動車運転代行業者への立入検査（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	検査件数	454																																												
自動車運転代行業者への指示等の行政処分（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	処分件数	117																																												
指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知（平成 17 年度～平成 21 年度平均）	通知件数	117																																												

地方側の意見	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。
その他各方面の意見	-
既往の政府方針等	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="margin: 0;">A-a (運 転 代 行 業) A-b- ① (自 有 客 一 家 用 旅 送 、 都 道 府 県 有 償 運 送 の 都 道 府 県 道 自 道 車 道 事 業) C-c</p> </div>	<p>民間事業者が営利目的で旅客サービスを提供できない公共交通空白地域の解消や交通弱者のための福祉輸送の確保など地域のニーズに応じて市町村等が行っている旅客運送（自家用有償旅客運送）について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>また、自動車道事業は、観光道路など地域に密着した輸送サービスとして利用されていることから、一の都道府県にある自動車道事業の権限については、希望する都道府県に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>さらに、運転代行業に関する権限は、都道府県公安委員会が事業者の認定などの業務を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際して保険加入等を確認するために協議を受けているが、運転代行業に関する事務を都道府県が自主的かつより総合的に実施できるようにするため、地方運輸局から都道府県に権限を移譲する方向で検討する。</p> <p>一方、その他のバス・タクシー事業に関する許認可等は、従来から国が一元的に運用しており、地方公共団体との二重行政は生じていない。これらの業務は、バス・タクシー事業の安全確保等に関わるものであり国民の生命・身体にも直接関わること、事業ネットワークが広域にわたることに加えて、①国による制度・基準の策定、事業計画、施設や安全関係職員が基準に合致しているかの審査・検査・監査、事業改善命令等及び個別事案の発生による問題点を踏まえた制度・基準の改正等の一連のサイクルを通じて一体的に実施される必要があること（大綱②に該当）、②事故等の被害拡大・再発防止を図る観点から、安全に係る基準・制度・検査の項目等は全国のいずれかの事業で起こった事故等をもとに逐次見直される必要があること（大綱②に該当）、③同様の観点から、重大事故や悪質事案等に係る情報の全国的な即時共有や類似事案の防止対策の即時展開をするために国による一元的な指揮命令系統が不可欠であること（大綱①、③に該当）、④全国同一の制度・基準・行政処分等によりバス・タクシー事業の安全性を確保する必要があること（大綱②に該当）、⑤豊富な経験と高度な技術的見識を有する職員を効率的に全国に配置する必要があること（大綱④に該当）などから、引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。</p>
備考	